

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証の一齐更新について ～

■ 保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成30年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を送付しますので、お手元に届きましたら、桃色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。
- 紛失したときや汚れたときは、再交付しますので役場窓口までお申し出ください。

新しい保険証は桃色です

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成30年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。新しい減額認定証の有効期限は保険証と同じ平成31年7月31日までです。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に保険証とあわせて減額認定証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場窓口へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○ 世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○ 老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は水色です

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

☎011-290-5601

健康福祉課国保・介護グループ

☎29-7072

広告欄

あなたの悩みに

すべての相談の相談料が
無料になりました。

相談予約ダイヤル **0144-35-8373**
平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
土曜 10:00～13:00

コタエを出します

札幌弁護士会 苫小牧法律相談センター

NPO法人 ココ・カラ
ココロもカラダも幸せな時期

問合せ先
電話:0145-23-2003
メール:npo.cococala@gmail.com

5月9日にオープンした「ここ茶屋」ですが、営業時間が変更となります。
※営業時間外のご利用については、お問い合わせください。

営業時間:月曜日～金曜日 11時～15時
住 所:安平町安平671-11
メニュー:みずほダムカレー 640円
シフォンケーキ 350円
ハスカップスムージー 350円

広告欄